

# 介護老人福祉施設サービス重要事項説明書

＜令和 年 月 日現在＞

## 1 施設の目的及び運営方針

- 施設は、施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう継続的に支援することを目的とする。
- 施設は、入所者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する機関等との密接な連携に努めるものとする。

## 2 利用者（被保険者）

要介護認定区分	要介護
要介護認定有効期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
認定審査会意見	

## 3 事業者

法人名	社会福祉法人 倫尚会
事業所所在地	北九州市八幡西区馬場山東1丁目3番22号
事業所の名称	特別養護老人ホーム 倫尚園
管理者氏名	施設長 浦部 倫太
利用定員	96名
指定番号	4070700119
電話番号(FAX)	093-617-5773 (093-618-8455)

#### 4 施設の概要

建 物		職 員			
敷 地	4, 7 6 2 m <sup>2</sup>	職 種	雇用人数 (常勤換算)	指定 基準	社会福 祉主事
構 造	鉄筋コンクリート造 2階建 (耐火建築)				
延べ床面積	3, 8 7 9 m <sup>2</sup>	管 理 者	1	1	—
居 室	1人部屋 6室 99 m <sup>2</sup>	介護職員	3 2以上	3 2	—
	2人部屋 7室 138 m <sup>2</sup>	看護職員	4以上	3	—
	4人部屋 19室 585 m <sup>2</sup>	機能訓練指導員	1以上	1	—
特浴・個浴室	4 0 m <sup>2</sup>	介護支援専門員	1以上	1	—
機械浴室	4 7 m <sup>2</sup>	医 師	0.1以上	0.1	—
さくら棟1階 食堂	2 7 m <sup>2</sup>	管理栄養士	1以上	1	—
		主な職種の勤務体制			
さくら棟2階 食堂	1 1 0 m <sup>2</sup>	介護職員	A ( 7:00~16:00)		3 交 替
			B ( 9:00~18:00)		
機能訓練室	C (10:00~19:00)				
医務看護師室	D (15:10~24:10)				
ふれあい棟 食堂 兼ダイルーム	E (00:00~ 9:00)				
その他設備	面談室 談話室 館内カメラ 防犯カメラ	看護職員	A ( 7:00~16:00)		3 交 替
			C ( 9:30~18:30)		
		D (10:30~19:30)			
		医 師	火・水・金(12:00~14:00)		
		機能訓練 指導員	B ( 9:00~18:00)		
		相談員及び介 護支援専門員	B ( 9:00~18:00)		
			C ( 9:30~18:30)		
職 種	職 務 内 容				
管 理 者	施設運営・管理に関する業務全般を総括し、職員を指導監督します。				
生活相談員	入所者の個別的介護方針を定め適切な介護及び生活相談を行うとともに、入所者の生活意欲増進の為、行事等の実施に努めます。				
介護職員	常に入所者の身体的及び精神的状況に留意し、且つ入所者の個別的特性を充分把握して、その援助並びに介護に努めます。				
看護職員	常に入所者の健康状況に注意し、疾病の早期発見・予防等健康保持の為、適切な措置をとるとともに、万一入所者が治療若しくは入院を必要とする場合は、その都度医師の指示を受け処置し、経過を報告する等医療処置の万全に努めます。				
機能訓練指導員	各職種と連携し、入所者の減退機能の回復又は減退防止の為の訓練を行います。				
介護支援専門員	入所者及び家族の希望、解決すべき課題に基づき計画原案を作成し、必要に応じて計画の変更を行い、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援します。				
医 師	入所者の健康管理及び医療処遇にあたりるとともに、施設の医療部門を分掌し、職員の健康状態にも留意し、その指導管理にあたります。				
管理栄養士	入所者の身体的特性、嗜好、栄養等に充分考慮して献立表を作成し、その状況を明らかにするとともに食品衛生管理に努めます。				

※介護、看護職員合計の人員配置は、短期入所生活介護サービスの職員も含めた数で、利用者3人に対して1人以上の職員を配置します。

※当施設は、ご利用者の安全確保を目的に、施設共用部（廊下等）に館内カメラ・屋外に防犯カメラを設置しています。

## 5 サービスの内容

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</li> <li>・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。</li> </ul> <p style="text-align: center;">朝食： 7：45～ 8：30            昼食：11：45～13：00            夕食：17：30～19：00            （可能な限りご希望の時間に配慮いたします。）</p>
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li> </ul>
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間を通じて週3回の入浴または清拭を行います。</li> <li>・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。</li> </ul>
離床 着替え 整容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。</li> <li>・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</li> <li>・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。</li> <li>・リネン交換は、週1回、寝具の消毒は、適宜実施します。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能訓練指導員（所有資格、PT・看護師等）による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。</li> <li>・月曜～金曜（10：00～16：00）</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘱託医師により、健康管理に努めます。</li> <li>・また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。</li> <li>・入所者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについて可能な限り配慮します。</li> </ul> <p style="text-align: center;">（当施設の嘱託医師）            氏 名：浦部 祐子                      診療科：内科            診察日：火・水・金曜日    12：00～14：00</p>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設は、入所者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> </ul> <p style="text-align: center;">（生活相談員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の施設サービス計画が作成されるまでの間についても、利用者の有する能力に応じて自立した日常生活が送れるように適切な各種介護サービスを提供します。（介護支援専門員）</li> </ul>

事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。</li> </ul>	
医療的ケアの基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所者が口腔内のたんの吸引・胃ろうによる経管栄養が必要になった場合、引き続き施設生活が続けられ、また、医療的ケアが必要になった方にも安心して施設入所していただけるように医師・看護職員との連携の下、介護職員が次の医療的ケアを行います。</li> </ul> <p>【医療的ケアの対象範囲】</p> <p>(1) 口腔内のたんの吸引（咽頭の手前まで）</p> <p>(2) 胃ろうによる経管栄養（栄養チューブ等の接続・注入開始を除く）</p>	
主なレクリエーション予定	1月	元旦祝賀
	2月	節分
	3月	ひな祭り
	4月	開園記念日 お花見
	5月	端午の節句 母の日
	6月	父の日
	7月	七夕祭
	8月	盆供養 納涼祭
	9月	お月見 敬老行事
	10月	体育の日 バスハイク
	11月	文化の日 レク大会
	12月	クリスマス 餅つき

## 6 利用者負担金

お支払いいただく利用者負担金は次のとおりです。

(1) 介護給付サービス（詳細は別紙料金表による）

介護度	1日あたり		1か月あたり
	サービス費（10割）	利用者負担金	
要介護1	$(589+22+13+4+8+12+11) \times \text{利用日数} = (a)$ $(a) \times 14.0\% = (b)$ $\{ (a) + (b) \} \times 10.14 = \text{円}$	円	約 円
要介護2	$(659+22+13+4+8+12+11) \times \text{利用日数} = (a)$ $(a) \times 14.0\% = (b)$ $\{ (a) + (b) \} \times 10.14 = \text{円}$	円	約 円
要介護3	$(732+22+13+4+8+12+11) \times \text{利用日数} = (a)$ $(a) \times 14.0\% = (b)$ $\{ (a) + (b) \} \times 10.14 = \text{円}$	円	約 円

要介護 4	(802+22+13+4+8+12+11) × 利用日数 = (a) (a) × 14.0% = (b) { (a) + (b) } × 10.14 =	円	約	円
要介護 5	(871+22+13+4+8+12+11) × 利用日数 = (a) (a) × 14.0% = (b) { (a) + (b) } × 10.14 =	円	約	円

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス  
食事の提供に要する費用（1日あたり）

基準費用額 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
1,445円	300円	390円	650円	1,360円

居住に要する費用（1日あたり） 多床室

基準費用額 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
	第1段階	第2段階	第3段階
915円	0円	430円	430円

- 入院・外泊等で居室を空けておく場合は、第1段階～第3段階の方は、6日間は負担限度額の適用が受けられますが、7日目からは自己負担となります。ただし、第4段階の方については、1日目からの徴収になります。

サービスの種別	内 容
特別な食事	・ 要した費用の実費
理 髪	・ 理美容 1回 1,980円（パーマ、毛染め、髭剃りは別途料金がかかります）
日常生活に要する費用で本人の負担となるもの	・ 要した費用の実費 喫茶日の利用代金 ビール、ジュース等の飲みものの代金 健康管理費（インフルエンザ予防接種・健康診断料ほか） その他、利用者本人独自の利用に供するもの

(3) 利用者負担金のお支払い方法

事業者は、当月の利用者負担金の請求書を、翌月10日までに利用者又はその代理人に送付し、利用者は、翌月20日までに請求金額を下記郵便局によりお支払いいただきます。

□ 自動口座引き落とし

ゆうちょ銀行		馬場山郵便局
普通貯金	口座番号	17400-27990231
	口座名義人	特別養護老人ホーム 倫尚園

(4) 領収書の発行

事業者は、利用者から利用者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

7 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム倫尚園消防計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	馬場山町内会（第10消防分団）と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「消防計画」にのっとり年2回以上夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	9個所
	避難階段	3個所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	56個所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテン布団等は防災性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：平成24年11月1日 防火管理者：浦部 倫太			

8 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ず面会簿に記入してください。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出てください。
嘱託医師以外の医療機関への受診	希望される場合は事前にご相談ください。
居室・設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。 特に居室では喫煙できません。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	原則、自己管理及びご家族管理していただきます。

現金等の管理	原則、ご家族で管理していただきます。施設へ金銭管理を依頼される場合は別途ご相談ください。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
禁止行為	職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為) 職員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為) 職員に対するセクハラ(性的要求、好意的態度の要求等、性的いやがらせ)

## 9 協力医療機関

- 佐々木病院 北九州市八幡西区吉祥寺町 9-36 TEL 093-617-0770
- 浦部内科放射線科医院 北九州市八幡西区馬場山東 1-3-22 TEL 093-619-5200
- たかむら歯科医院 北九州市八幡西区里中 3-1-3-1F TEL 093-613-5106

## 10 苦情相談・解決

- |     |         |         |       |                  |
|-----|---------|---------|-------|------------------|
| 倫尚園 | 苦情解決責任者 | 施設長     | 浦部 倫太 | TEL 093-617-5773 |
|     | 苦情相談窓口  | 主任生活相談員 | 下川 暢之 | 〃                |
|     | 苦情相談窓口  | 生活相談員   | 中村 佑子 | 〃                |

### その他苦情受付機関

- 福岡県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口  
092-642-7859
- 各区役所保健福祉課 高齢者・障害者相談コーナー (介護保険担当)
  - 門司区 093-331-1894
  - 小倉北区 093-582-3433
  - 小倉南区 093-951-4127
  - 若松区 093-761-4046
  - 八幡東区 093-671-6885
  - 八幡西区 093-642-1446
  - 戸畑区 093-871-4527
- 倫尚会第三者オンブズマン委員
  - 住田 定夫 (弁護士) TEL 093-583-5163
  - 岩崎 克幸 (民生児童委員) TEL 093-617-3638
  - 倉成 悦子 (老人施設元施設長) TEL 093-617-2148
  - 敷田 太一 (馬場山商店会長) TEL 093-617-0815

## 11 個人情報保護について

事業所が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、基本規則等に従い、個人情報の保護を図ります。

## 1.2 緊急時の対応

利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに嘱託医又は協力医療機関に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

## 1.3 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに応急処置を行うとともに、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

## 1.4 損害賠償責任保険

賠償すべき万一の事故が発生した場合に備え、下記の損害賠償責任保険に加入しています。

保険会社	あいおいニッセイ同和損保
保険内容	介護保険・社会福祉事業者総合保険 ● 基本補償（対人賠償・対物賠償・受託物賠償）

## 1.5 身体拘束等適正化について

事業者は、原則として利用者に対し、生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等及びその他の行動を制限することはありません。

身体拘束等適正化に向け、身体拘束等を行わない環境づくりに取り組み、また、緊急やむを得ない場合においても手順を遵守し、最小限に抑え、早期解除に向けて取り組みます。

## 1.6 ハラスメント対策

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置をします。

2 利用者、その家族または身元保証人等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約を解除させていただく場合があります。

## 1.7 虐待防止の為の措置

事業者は、虐待防止又は再発防止の為の措置として必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催し、その内容を職員に周知徹底します。
- ② 虐待防止の為の指針を整備します。
- ③ 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ④ サービス提供中に、職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見又は相談を受けた場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

## 1.8 衛生管理及び感染症対策

事業者は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生又はまん延しない為に必要な措置を講じます。

- ① 感染予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催し、その内容を職員に周知徹底します。

- ② 感染予防及びまん延防止の為の指針を整備します。
- ③ 職員に対して、感染予防及びまん延防止の為の定期的な研修及び訓練を実施します。

## 19 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害発生時において、サービス提供の継続的な実施及び非常時の体制で早期業務再開を図る為の計画を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ①職員に対して、業務継続計画について周知するとともに、定期的な研修及び訓練を実施します。
- ②定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 20 第三者による評価の実施状況等

第三者評価の実施有無	なし		
実施機関名	—		
実施年月日	—	結果の公表	—

## 21 事業者（法人）概要

名称・法人種別	社会福祉法人 倫尚会	
代表者名	浦部 倫太	
法人所在地・連絡先	北九州市八幡西区馬場山東一丁目3番22号 TEL：093（617）5773 FAX：093（618）8455	
法人運営事業所	サービスの種類	介護保険事業所番号
特別養護老人ホーム倫尚園	特別養護老人ホーム	4070700119
	短期入所生活介護	
倫尚園デイサービスセンター	通所介護	4070700127
倫尚園在宅介護支援センター	居宅介護支援	4070700028
倫尚会ホームヘルプステーションオアシス	訪問介護	4070700358
特別養護老人ホーム第二倫尚園	地域密着型特別養護老人ホーム	4070701695
グループホーム倫尚園	認知症対応型老人共同生活介護	4070701760
養護老人ホーム倫尚園	養護老人ホーム	—

令和 年 月 日

介護老人福祉施設サービスの開始にあたり、利用者(利用者代理人)に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<事業者>

所在地 北九州市八幡西区馬場山東1丁目3番22号  
事業所名 特別養護老人ホーム 倫 尚 園  
管理者名 施 設 長 浦 部 倫 太 印  
(指定番号 4070700119 )

<説明者>

所 属 特別養護老人ホーム 倫 尚 園  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設サービスについて重要事項説明を受けました。

<利用者>

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

<利用者代理人(選任した場合)>

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名(続柄 \_\_\_\_\_) \_\_\_\_\_ 印